2　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、前項に規定する書面の提出により得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、主務大臣又は関係行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。	2　政令第五条第三項第三号に規定する主務省令で定める方法は、前項に規定する書面の提出により得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、主務大臣又は関係行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。
一・二　［略］	一・二　［同上］
三　政令第六条第三項第二号の規定による公示をした場合において、行政機関又はその部局若しくは機関の事務所（当該公示に係るものに限る。）において現金で納付する方法	三　政令第五条第三項第二号の規定による公示をした場合において、行政機関又はその部局若しくは機関の事務所（当該公示に係るものに限る。）において現金で納付する方法
3　前項の規定にかかわらず、主務大臣又は関係行政機関の長は、前項本文に規定する方法によることができないときは、情報通信技術活用法第六条第五項に規定する方法として、前項各号に掲げる方法を指定することができる。	3　前項の規定にかかわらず、主務大臣又は関係行政機関の長は、前項本文に規定する方法によることができないときは、政令第五条第三項第三号に規定する方法として、前項各号に掲げる方法を指定することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年三月十三日）から施行する。

省　令

○防衛省令第一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条の規定に基づき、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十三日　　防衛大臣　河野　太郎

陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部を改正する省令

陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防衛部の分課）	（防衛部の分課）
第四十三条　防衛部に、次に掲げる課を置く。	**第四十三条**　防衛部に、次に掲げる課を置く。
防衛課	防衛課
システム通信課（東部方面総監部及び西部方面総監部に限る。）	システム通信課（西部方面総監部に限る。）
訓練課	訓練課
（防衛課）	（防衛課）
第四十四条　防衛課においては、次に掲げる事務をつかさどる。	**第四十四条**　防衛課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十四　（略）	一～十四　［同上］
2　東部方面総監部及び西部方面総監部の防衛課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第六号まで、第九号、第十号及び第十二号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。	2　西部方面総監部の防衛課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第六号まで、第九号、第十号及び第十二号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。
（部及び課）	（部及び課）
第五十八条　師団司令部及び旅団司令部に、次に掲げる部を置く。	**第五十八条**　師団司令部及び旅団司令部に、次に掲げる部を置く。
第一部	第一部
第二部	第二部
第三部	第三部
第四部	第四部
火力調整部（第四師団司令部、第六師団司令部、第八師団司令部、第九師団司令部及び第十四旅団司令部に限る。）	火力調整部（第四師団司令部、第六師団司令部、第八師団司令部及び第十四旅団司令部に限る。）
2　（略）	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年三月二十六日から施行する。